## 提案基準 2

## 市街化区域内に存する事業所のための従業員宿舎

市街化区域内に存する事業所の従業員のための従業員宿舎を市街化調整区域に建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

## 基準の内容

- 1 市街化調整区域に関する都市計画の決定の日以前から存する事業所のための従業員宿舎の土地として、当該事業所を経営する者が同日以前に当該土地の所有権を取得したものであること。
- 2 当該従業員宿舎は、当該事業所の存する市街化区域に隣接する市街化調整区域内にあること。
- 3 当該従業員宿舎の土地は、当該事業所の敷地から概ね2キロメートル以内であること。
- 4 当該事業所の事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案し、当該従業員宿舎が必要であると認められ、かつ、従業員宿舎の規模が適切であると認められるものであること。
- 5 当該従業員宿舎は、当該事業所を経営する者が建築主となって従業員に利用させるためのものであること。
- 6 当該土地が農地であるときは、市街化調整区域に関する都市計画の決定の日以前に農地転用の許可を受けていること。
- 7 政令第29条の9各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。)を含まないこと。

## 留 意 点

- 1 基準の内容1については、土地売買契約書及び農地転用許可の転用目的等の提出により確認 するものとする。
- 2 開発許可等の申請時に基準の内容4が判断できる資料の提出をするものとする。
- 3 自宅を所有しているものは原則として、当該従業員宿舎に入居することはできない。 ただし、遠距離通勤のため通勤が困難な者等やむを得ない場合は、この限りではない。 (別途、入居理由書の提出をするものとする。)
- 4 事業附属寄宿舎規程(昭和22年10月31日労働省令第7号)の適用を受ける従業員宿舎については、これらの規程に適合していること。
- 5 事業所とは、原則として次の要件を備えているものをいう。
  - (1)経済活動が単一の経営主体の下において、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
  - (2) サービスの生産等が人及び設備を有して継続的に行われていること。
- 6 基準の内容 7 については、「提案基準 (共通) 災害危険区域等に係る取扱い」を参照すること。